

千葉市イベントにおける食品提供行為の取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、イベントにおける食品の衛生的な取扱い、自主的な衛生管理体制の構築その他公衆衛生の確保の観点から必要事項を定め、食品に起因する危害の発生を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) イベントとは、市内に会場を設定し、不特定多数の者に仮設又は臨時に施設を設けて食品を提供する行事、祭典、興行等をいう。
- (2) 主催者等とは、イベントにおいて食品提供にかかる企画、立案及び運営を行う者（主催者から出店者の管理・運営を任された者を含む。）をいう。
- (3) 出店者とは、イベントにおいて食品を調理、製造、販売等する者をいう。
- (4) 食品取扱責任者とは、食品の調理、製造、販売等に関する食品衛生上の管理を行う者をいう。
- (5) 千葉市が定める他の要綱とは、「千葉市屋台、露店等での飲食店営業取扱要綱」及び「千葉市臨時施設での飲食店営業取扱要綱」をいう。

(イベントの報告)

第3条 主催者等は、イベントにおける食品取扱状況について、イベントにおける食品取扱状況報告書（様式第1号）に添付書類を添えて、イベントの開催日の14日前（但し、当該日が閉庁日にあたるときは、翌開庁日）までに保健所長に報告するものとする。

2 保健所長は、前項の報告を受けたときは、食品衛生法第55条に基づく営業許可を確認し、又は取得するよう指導すること。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 盆踊り、夏祭り等町内会等の住民団体が居住地周辺において自ら行う場合
- (2) 社会福祉施設、保育所等が入所者及び地域住民等を対象として当該施設で行う場合
- (3) 学校祭、幼稚園等のバザーなど教育を目的として当該施設で行う場合
- (4) 社会通念上、業として食品の調理販売を行っていない地域団体や福祉団体等が活動地域周辺において食品を提供する場合
- (5) その他、業に該当しないと判断された場合

(主催者等の留意事項)

第4条 主催者等は、食中毒等が発生した場合に主催者等に生じる責任を理解し、食品衛生に対して十分な対策を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項について、留意すること。

- (1) 出店者及び取扱品目の把握を行うこと。
- (2) 出店者に対し、千葉市が定める他の要綱等に基づき、必要に応じて適切に食品営業許

可の申請等をさせること。

- (3) 食品に関する事故等の発生が疑われた場合には、直ちに、保健所に報告すること。
- (4) 保健所から指導があった内容を踏まえ、施設設備の状況等によっては、出店者に対し、取扱品目や1施設内で取り扱える品目数に制限を課すなど、必要な措置を講じること。

(出店者の留意事項)

第5条 出店者は、食品を取り扱うものとして、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項について留意すること。

- (1) 従事者の中から食品取扱責任者を定め、施設の衛生管理の徹底を図ること。
- (2) 保健所の指導事項について、主催者等に報告するとともに適切な改善を行うこと。

(衛生指導)

第6条 保健所長は、主催者等、出店者及び食品取扱責任者に対し、食品安全基本法第8条及び食品衛生法第3条の規定による責務及び前2条のほか、次の各号に掲げる事項について指導すること。

(1) 施設設備

千葉県食品衛生法施行条例第2条別表第一に規定する基準及び千葉市が定める他の要綱に規定する基準（食品衛生法第55条の許可を要しない施設についても準用する）

(2) 食品の取扱い

食品衛生法施行規則別表17に規定する一般衛生管理の基準及び千葉市食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準に関する取扱要綱に基づく基準

(3) 前2号のほか、イベントにおいて特に指導が必要な事項について、その遵守について指導を行う。

(監視指導)

第7条 保健所長は、第3条の規定による報告があったときは、立入による監視指導を実施すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 主催者等が自主管理として食品衛生に対して十分な対策を講ずるよう出店者に指導を行っている場合
- (2) 延べ入場予定者数（見込みを含む）が5万人未満の場合、または食品を取り扱う出店者数の総計が30施設未満のイベントの場合

2 前項の規定による監視指導の具体的な実施方法等については、保健所長が別に定める。

(業務区分及び業務内容)

第8条 この要綱に係る業務区分及び業務内容は、別表のとおりとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は医療衛生部長が

別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 イベント関係食品衛生対策実施要領（平成2年10月26日施行）は廃止する。

附則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表

区分	業務内容
主催者等	<ol style="list-style-type: none">1 出店者と保健所との連絡調整2 出店者及び取扱品目の把握3 来場者等への食品衛生思想の啓発4 その他
保健所食品安全課	<ol style="list-style-type: none">1 主催者との連絡調整2 主催者等及び出店者による自主管理活動の支援及び衛生教育の実施3 出店者及び取扱品目の把握と衛生指導4 イベント施設の監視指導5 その他
医療衛生部生活衛生課	<ol style="list-style-type: none">1 千葉県との連絡調整2 他県等への監視指導の依頼3 保健所の行う監視指導等の支援4 庁内関係部課との連絡調整5 報道機関との対応6 その他